

議 会 規 程 第 3 号
令和 6年 4月 1日

砂川市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令の制定をここに公表する。

砂川市議会議長 多比良 和伸

(別 紙)

砂川市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

砂川市議会事務局処務規程（昭和63年議会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（文書事務の取扱い）」に改め、同条第1項中「毎年1月から12月まで」を「年度ごと」に改め、同条第2項中「砂川市文書事務取扱規程（平成10年訓令第7号）」を「砂川市文書事務取扱規程（令和6年訓令第17号）」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。